

第三次市民福祉プラン後期計画評価（暫定）

（令和4年度～令和6年度）

施策評価の指標

評価区分	内容
◎	順調に取り組んでいる
○	概ね順調に取り組んでいる
△	積極的な取組が必要
×	課題が多く見直しが必要
—	評価なし又は評価できない（現時点で実績がない・年度により実績が変化する等）

分野1 住み慣れた地域で住み続けられる社会づくり

（障害のある人の住まい、医療、地域における支援などに関する分野）

目標1 自分の生活スタイルに合った地域での住まい方が確保され、
そのために必要な支援が地域に用意されること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	障害に関する無理解や誤解などにより、障害のある人が地域の中で住まいの確保に支障が生じないように、関係機関及び一般市民への理解を広めます。
暫定 評価	○	評価 理由	きらめき出前講座や理解促進に係る研修会等を継続して実施しているほか、令和4年度から障害者作品展を開催し来場者数は年々増加している。令和5年度から6年度にかけて市自立支援協議会に「SDGs／合理的配慮推進プロジェクト」を立ち上げ、事例集の作成等の取組を継続することとしている。 ただし、住まい方の確保につながっているかは測れない。
②	参考 ○	変更	経済的に住まいの確保が難しい場合に、住居確保給付金支給事業や、住宅ソーシャルワーカー事業を活用して、必要な支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	住宅確保給付金の支給、住宅ソーシャルワーカー事業による転居支援を継続実施できている。
③	△	継続	障害のある人が公営住宅に安心して居住できるよう、バリアフリーなど安全な住宅環境の提供に努めるとともに、公営住宅へ

			の入居募集の周知を図ります。
暫定 評価	△	評価 理由	障害のある人へバリアフリーに配慮している市営住宅の紹介や、入居者選考での優遇を継続しているが、すべての市営住宅でバリアフリー化が進んでいるわけではなく、状況に変化がないため。
④	○	継続	障害のある人が住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。
暫定 評価	○	評価 理由	グループホームは3年で7事業所開設、各種サービス提供事業所も年々増加し、重度の障害がある人も地域で生活できるようになっている一方、障害特性等により入居できない人もおり、開所の相談があった場合には市から働きかけを行っている。
⑤	参考 ○	変更	東松山市地域生活支援拠点を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。
暫定 評価	◎	評価 理由	まずは緊急時の短期入所支援を軸に取組を進め、要支援者の把握、受入れ先とのマッチングを進めており、拠点登録事業所も増加している。拠点コーディネーターの配置やサービスにつながっていない人の実態調査、施設入所者への聞き取り調査、在宅の強度行動障害のある人へのヒアリング等取組を進めている。
⑥	○	継続	障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講座、障害者の権利擁護や理解促進に関する研修会を継続実施している。
⑦	○	継続	日中活動の場や働く場などの生活圏を考慮しつつ、グループホーム等の多様な住まいを活用した地域定着支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	地域移行、自立生活援助、地域定着支援利用実績について関係機関で状況を共有している。地域定着支援は一定数の利用実績がある。また、精神病床からの退院後の地域生活について、関係機関と情報共有、協議をしながら連携して支援している。

目標 2 防災・防犯など、暮らしの安全・安心が確保されるよう、行政として必要な対応を進めるとともに、地域レベルで市民の自主的な取組が進むこと。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	障害のある人が自主防災組織や防犯組織、自治会などと適切な関係を築けるよう、支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	自治会、民生委員・児童委員、要支援者が参加する避難誘導訓練等を行い、要支援者への理解や関係作りを支援した。
②	参考 ○	変更	発災時に開設する福祉避難所について、開設訓練やマニュアル作成を通じて、スムーズな運営が可能になるよう、準備に取り組みます。
暫定 評価	○	評価 理由	福祉避難所で施設職員も参加した開設訓練を実施し、協力体制を進めるとともに、開設マニュアルを作成し共有した。今後、マニュアルを活用した訓練の実施等を予定している。
③	参考 ○	変更	地域防災計画や災害時要援護者避難支援制度について、市民への周知を進め、避難行動要支援者名簿への登録や防災訓練への参加などを促します。また、名簿登録者については、個別避難計画の策定を推進します。
暫定 評価	◎	評価 理由	関係機関へは対面で説明の上、名簿を配布し、市民に対してはきらめき出前講座や広報紙等を通じ広く周知を図った。要支援者については個別避難計画の作成を進めるとともに、その後修正がないか確認のための文書照会、メールアドレスへの通信訓練等を行った。
④	参考 △	変更	個別避難計画の策定や防災訓練などの機会を捉えて、自主防災組織が避難行動要支援者への救護体制を確立するよう支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	自治会での防災訓練や自主防災組織リーダー養成研修等を通じ地域防災力の向上を図った。また、避難行動要支援者の情報がタイムリーでないという意見を受け、移動状況を年8回送付し、実効性を確保する支援をするとともに、地域で当事者も含めた避難訓練も実施した。
⑤	—	新規	災害時における障害者の安否確認について、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所と連携して、整備を進めます。
暫定	◎	評価	市地域自立支援協議会災害対策検討プロジェクトで策定した安

評価		理由	否確認マニュアルが確実に引き継がれるよう、年1回、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所に緊急通報訓練メールを送付し、連携体制を構築している。
⑥	—	新規	感染対策等を講じながら、利用者に対して必要なサービスが継続的に提供されるよう、利用者や障害福祉サービス事業所へ支援を行います。
暫定評価	◎	評価理由	令和4年度は152事業所に対し障害支援事業所等特別支援金を交付したが、新型コロナウイルスについて令和5年5月から感染症法の位置付けが5類感染症に変更された以降、特別な支援は実施していない。令和6年度中に災害時の備えとして、日常生活用具に人工呼吸器用非常用電源を追加する見直しを行った。

目標3 警察、消防、保健、医療など命や安全に関わる関係者が障害について十分理解するとともに、これらの機関の支援が適切に提供されること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	コミュニケーションに支援が必要な人の警察、消防、医療機関への連絡方法について、引き続き改善を行います。
暫定評価	○	評価理由	緊急通報ファックスの様式を見直すとともに、毎年比企広域消防本部とファックス緊急通報訓練を実施している。
②	○	継続	警察、消防、医療機関、賃貸住宅の所有者や不動産業者などと障害のある人への支援について意見交換を行います。
暫定評価	○	評価理由	個別ケースについて、訪問や個別支援会議等で関係機関と意見交換を行い、支援にあたっている。
③	○	継続	救急医療情報キットの利用促進を図ります。
暫定評価	◎	評価理由	ホームページで広く周知しているほか、各地区担当の民生委員の協力を得て個別周知し希望者に配布している。
④	○	継続	障害福祉サービス事業者に対し、緊急時における見守り等を行うネットワークづくりを働きかけます。
暫定評価	○	評価理由	年1回、障害福祉サービス事業者に対し、災害時の安否確認マニュアルの共有とメールの受信状況の確認を含めた通報訓練を実施している。また、通所系障害福祉サービス事業者を対象に地域生活支援拠点等事業の説明会を実施する中で、平時の見守り、緊急時の連携体制の構築について依頼した。

目標 4 結婚や出産、子育てなどに関する情報や知識が得られ、必要な支援が受けられること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	母子保健部門、児童福祉部門と障害者福祉部門が連携し、情報提供や相談支援、サービスの利用援助など総合的な支援を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	個別支援会議や市地域自立支援協議会等で、他部門と連携し、総合的な支援を実施している。 また、児童発達支援センターの入り口機能として、令和6年4月から Web 上に「こどもの発達相談窓口」を開設し、関係機関と連携して支援にあたっている。

目標 5 家族などの介助者の有無にかかわらず、住み慣れた地域で暮らせるよう多様な支援を受けられること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	地域包括ケアシステムの構築と運営に当たっては、高齢の障害のある人や介護保険第2号被保険者の人も利用しやすいよう障害者福祉部門と高齢者福祉部門が連携します。
暫定 評価	○	評価 理由	高齢者及び障害者支援に係る研修会を実施し、介護支援事業所職員や障害者支援事業所職員が参加したほか、地域包括支援センターが開催する個別ケア会議に障害者福祉課職員が出席し、連携を強化した。
②	△	継続	ボランティアなど、地域における支え合いの担い手を養成します。また、障害のある人もボランティア等の活動ができるよう支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会等を開催し、ボランティア活動の担い手を養成した。 自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うピアサポーターの活動の促進を委託相談支援事業所で支援している。
③	○	継続	障害のある人が住み慣れた住宅や地域で生活できるよう、在宅サービスの充実やグループホームなどの整備を関係機関とともに進めます。（再掲）
暫定	○	評価	グループホームは3年で7事業所開設、各種サービス提供

評価		理由	事業所も年々増加し、重度の障害がある人も地域で生活できるようになっている一方、障害特性等により入居できない人もおり、開所の相談があった場合には市から働きかけを行っている。
④	参考 ○	変更	東松山市地域生活支援拠点を運営し、障害のある人が地域で安心して暮らすために、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。（再掲）
暫定 評価	◎	評価 理由	まずは緊急時の短期入所支援を軸に取組を進め、要支援者の把握、受入れ先とのマッチングを進めており、拠点登録事業所も増加している。拠点コーディネーターの配置やサービスにつながっていない人の実態調査、施設入所者への聞き取り調査、在宅の強度行動障害のある人へのヒアリング等取組を進めている。
⑤	○	継続	障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、障害福祉サービスだけでなく市民やボランティア団体による支援を含めた包括的な支援のネットワークの整備を行います。（再掲）
暫定 評価	○	評価 理由	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講座、障害者の権利擁護や理解促進に関する研修会を継続実施している。
⑥	参考 ○	変更	東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。
暫定 評価	◎	評価 理由	東松山市成年後見センターが普及啓発、各種相談支援等を行っており、各件数は年々増加している。また、令和6年度から市民後見人養成講座を新たに開始し、法人後見をする支援機関も1か所増加した。

目標 6 必要な障害福祉サービスや保健・医療サービスが受けられること。そのためにサービス事業者や従事する人材が充実すること。

番号	評価	区分	施策
①	◎	継続	障害福祉サービス事業の主体である法人や事業所の立ち上げの支援を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	障害者福祉課で事業所の立ち上げについて相談を受け、随時支援を行っているほか、基幹相談支援センター事業にて相談

			支援事業の立上げ支援を行っている。
②	○	継続	福祉事業者の人材確保のため、就職説明会等を実施します。
暫定 評価	△	評価 理由	商工観光課がシニア合同企業面接会や比企地域合同就職相談会を実施しているが、福祉事業者の参加は少ない。
③	◎	継続	基幹相談支援センター事業等により障害福祉サービス事業者の人材育成を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修、障害者の権利擁護に関する研修を行った。
④	○	継続	障害のある人が地域において多様な支援が受けられるよう、包括的な支援のネットワークの整備を行います。（再掲）
暫定 評価	○	評価 理由	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講座、障害者の権利擁護や理解促進に関する研修会を継続実施している。
⑤	○	継続	障害のある人が地域の医療機関を受診できるよう、障害のある人、医療機関双方への情報提供等を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」では医療的ケアが必要な人について、比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した生活を支える連絡会」では、精神病床から退院する人について、モニタリングを通して地域課題を抽出するなど、医療機関と協議している。
⑥	○	継続	医療機関と障害福祉サービス事業所等との連携を推進します。 また、医療的ケアが必要な障害のある人が地域において必要な支援を受けるための関係機関との連絡調整を行う体制の整備を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会「医療・福祉連携プロジェクト」、比企地域自立支援協議会「精神障害者の安心した生活を支える連絡会」で医療機関等と協議している。 「医療・福祉連携プロジェクト」では、医療的ケアが必要な障害のある人の受け皿が少ないという課題に対し、市内生活介護事業所を集めた意見交換の場や災害時対応研修を支援者・当事者を対象に実施した。
⑦	○	継続	難病のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある

			人など障害者手帳を所持していない人が障害福祉サービスを利用できるよう情報提供等を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	自立支援医療（精神通院）の利用者や難病患者見舞金受給者には各手続きの際に情報提供を行っているほか、ひきこもり相談や東松山市地域自立支援協議会の巡回相談事業などを通じて情報提供を行った。 児童発達支援センターの機能の一つである相談の入り口機能として、令和6年度から Web 上に「こどもの発達相談窓口」を設置し、関係機関と連携して必要な支援につないでいる。
⑧	—	新規	医療的ケアがある人やその家族が適切な支援を受けられるよう、新たな社会資源の確保や情報提供を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	令和3年度から総合福祉エリアで空床利用型短期入所を開始しているが、利用実績は延べ17人と少ない。 また、「医療・福祉連携プロジェクト」では、医療的ケアが必要な障害のある人の受け皿が少ないという課題に対し、市内生活介護事業所を集めた意見交換の場や災害時対応研修を支援者・当事者を対象に実施した。

分野 2 育ちや学びの基盤づくり

(障害のある子どもの育ちや学びに関する分野)

目標 1 障害のあるなしに関わらず、子どもたちが地域の中で一緒に育ち合い、学び合うことを進めるとともに、そのための環境がソフト・ハードの両面から整うこと。

番号	評価	区分	施策
①	◎	継続	保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育において“ともに育ち、ともに学ぶ”ことの趣旨の普及を進めます。
暫定評価	◎	評価理由	学校教育課で市内の全保育園等をカウンセラー・就学相談専門員が訪問し、園児の観察や情報交換を行っている。「就学相談だより」の配布による保護者への啓発、学校から「特別な配慮を要すると思われる」子どもの報告、就学相談等を実施している。 保育課では、幼児教育研修会や幼保小三者連絡会（関係者の情報交換会）を開催し、幼保小の円滑な接続、幼児教育の充実に取り組んでいる。
②	◎	継続	児童生徒一人ひとりの特性に応じた支援体制確保のため、障害児介助員の配置について、必要な人数を確保するとともに、校外での活動など様々な状況に対応できる配置に取り組みます。
暫定評価	○	評価理由	市内小中学校特別支援学級に50名以上の介助員を配置しているが、支援を必要とする児童生徒数の増加に対し、介助員の不足が今後懸念される。
③	参考 ○	変更	民間の保育園や学童保育が行う、障害のある子どもが通うための建物の構造改善や保育者の加配に対して助成します。
暫定評価	◎	評価理由	保育課が「民間保育所等運営費補助金」を毎年助成している。
④	○	継続	障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などの資質向上のための研修に積極的に取り組みます。
暫定評価	◎	評価理由	学校教育課では、障害児介助員研修会、特別支援学級担当者研修会、発達が気になる子を支えるネットワーク研修、特別支援教育コーディネーター連絡会等を実施している。

			市地域自立支援協議会「こどもの育ちと学びを支える連絡会議」では、職員をはじめ関係機関も対象に研修会を実施しているほか、巡回相談支援を市内小中学校に実施し、各校の教員と専門職との意見交換を通して資質向上に取り組んだ。
⑤	参考 ○	変更	医療的な対応が必要な子どもや障害のある子どもが保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育に安心して通えるよう、適切な人員配置に努め、子ども一人ひとりの保育・教育的ニーズを整理し必要な支援を行います。また、関係機関と連携して専門職による巡回支援を実施します。
暫定 評価	○	評価 理由	市内小中学校特別支援学級に50名以上の介助員を配置しているほか、必要に応じ看護師も配置している。 保育園で医療的ケア児を受け入れるにあたり看護師を配置したほか、発達に心配がある子どもが通う幼稚園・保育園などを訪問する巡回支援事業を実施。また、市内保育所等において発達障害等の特性が見られるが診断基準に満たない子どもへ加配保育士を配置する場合、その経費に対して補助金を交付している。
⑥	◎	継続	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、小・中学校・特別支援学校の交流を図ります。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。
暫定 評価	◎	評価 理由	就学相談調整会議、特別支援学校からのコーディネーター派遣等により関係機関と連携を深めるとともに、児童・生徒については。支援籍学習により通常学級支援籍（特別支援学校から市内小中学校へ）・特別支援学校支援籍（市内小中学校から特別支援学校へ）を通じ交流を図っている。
⑦	—	新規	子育て世代包括支援センター等において、発達に関する情報提供や利用者からの相談に応じて関係機関との連絡調整を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	子育てコンシェルジュや保健師を配置し、関係機関と連携しながら発達に関する情報提供や利用者からの相談に応じている。

目標 2 学童保育や部活動をはじめ、当事者の希望に応じて地域において

放課後や長期休業中の支援が受けられること。

番号	評価	区分	施策
①	◎	継続	小・中学校において、入学した障害のある児童生徒が、部活動などにおいて必要な支援・協力を受け入れられるようにします。
暫定評価	◎	評価理由	市内中学校における障害のある生徒のうち半数以上が部活動等に参加者している。
②	◎	継続	学童保育において、障害のある児童を受け入れます。
暫定評価	◎	評価理由	人数は年度により増減があるが、40名以上を受け入れており、新規の受入れも例年実績がある。
③	○	継続	障害のない子どもとともに、学校以外でも住み慣れた地域で放課後や長期休業を過ごすことができるような支援体制の整備を進めます。
暫定評価	◎	評価理由	長期休業期間についても、障害のあるなしに関わらず、学童保育の利用を希望する児童の受入れを行っている。

目標 3 本人の意欲や適性に応じて、高校、大学、専門学校などで学ぶ機会が確実に得られること。

番号	評価	区分	施策
①	参考 ○	変更	卒業後の進路選択に際し、本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。
暫定評価	○	評価理由	東松山市地域自立支援協議会「障害者進路支援連絡会議」で、情報提供を行い、卒業後の進路選択を支援している。また、障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め、相談支援事業所や学校等と連携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めた。
②	○	継続	障害のある人が高校などに進む上で必要な支援体制の確保を県などの関係機関に働きかけます。
暫定評価	○	評価理由	高校等へ進学する際は、市内中学校から引継ぎを実施し、入学後も高校と連携し、情報交換を行っている。

目標 4 教員や保育士、障害児介助員が障害に対する十分な知識や技術を

持つこと。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	障害のある子どもの保育や教育に関わる保育士、教員、障害児介助員などが、特別支援教育コーディネーター、関係機関などと連携しながら、より質の高い知識や技術の習得を行います。
暫定評価	○	評価理由	障害児介助員研修会、特別支援学級担当者研修会、発達が気になる子を支えるネットワーク研修、特別支援教育コーディネーター連絡会等を実施しているほか、学校の要請によりカウンセラー、専門員による行動観察とケース会議を随時実施している。

目標 5 行政は、県と市の別や組織の違いを越えて、保健センター、保育園、幼稚園、小・中学校、高校、特別支援学校などが互いに連携を図りながら「ともに学ぶ」実践が確実に進められるよう支援していくこと。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	市は、障害者差別解消法に基づき、障害のある児童生徒に対して、障害の特性に配慮した支援を提供するとともに、相談に応じます。
暫定評価	○	評価理由	市内小中学校特別支援学級に50名以上の介助員を配置しているほか、必要に応じ看護師も配置している。また、障害を理由とする差別に関する相談窓口を学校教育課に設置している。
②	○	継続	保健センター、特別支援学校、小・中学校、総合教育センターなどの関係機関との連携を深めるとともに、継続的な支援を実施します。また、進級・進学・転校する際には、適切な支援が受けられるようにします。（一部再掲）
暫定評価	○	評価理由	就学相談調整会議、特別支援学校からのコーディネーター派遣等によりある程度関係機関と連携が深まっている。児童・生徒については。支援籍学習により通常学級支援籍（特別支援学校から市内小中学校へ）・特別支援学校支援籍（市内小中学校から特別支援学校へ）を通じ交流を図っている。

分野3 多様な働き方ができる社会づくり

(障害のある人の就労に関する分野)

目標 1 働くことに関する本人の意思や選択が尊重され、ステップアップしながら必要な訓練が受けられること。また、就職してもその後適切な支援が受けられ、離職しても、何度も挑戦できる仕組みが整うこと。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	本人の能力や適性に応じた一般就労（離職後の再就職を含む）を実現するだけでなく、その後着実に定着できるよう支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	障害者就労支援センターザックにジョブコーチを配置するとともに、障害者就業・生活支援センターZAC や相談支援事業者、就労定着支援事業者と連携し、職場定着支援を行っている。就労定着支援の利用者も増加している。
②	参考 ○	変更	本人・家族及び関係機関と連携を図り、本人の希望や能力、適性に応じた効果的な就労支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	比企地域自立支援協議会で就労系障害福祉サービス事業所間の情報交換・連携強化を目的とした連絡会を開催した。また、就労アセスメントに係る運用フローを見直し、東松山特別支援学校保護者説明会で、保護者に対して就労アセスメントに係る手続きの説明を行った。
③	参考 ○	変更	卒業後の進路選択に際し、一般就労を含め本人に適した進路が選択できるよう障害のある人やその家族へ情報提供を行います。（再掲）
暫定 評価	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会「障害者進路支援連絡会議」で、情報提供を行い、卒業後の進路選択を支援している。また、障害児通所サービス利用者については、障害児相談支援の導入を進め、相談支援事業所や学校等と連携して、個別支援会議を開催するなど、相談体制の整備を進めた。
④	○	継続	障害のある人が技術向上等のため、就労系障害福祉サービス事業所の移動を希望した場合、移動できるよう支援を行います。また、当該就労系障害福祉サービス事業所に新たな利用

			者を紹介します。
暫定 評価	○	評価 理由	就労継続支援事業所等を利用している人が、ステップアップをして、就労移行支援事業所等の利用に繋がられるよう相談支援専門員を中心に随時調整をしている。令和6年度には就労継続支援B型事業所から一般就労した人がいた。
⑤	○	継続	就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労や、生活介護事業所利用者の就労系サービス事業所利用を支援することにより、地域における循環型の日中活動支援の仕組みの構築を目指します。
暫定 評価	△	評価 理由	令和4年度に東松山市相談支援事業所連絡会議で就労継続支援B型事業所に通う125名に対しモニタリング調査を行った結果、5名が就労移行支援の必要性ありとなった。令和6年度までに3名が一般就労したほか、生活介護から就労継続支援B型事業所へ移行した人が1名いた。

目標 2 就労系障害福祉サービス事業者は、必要性や価値が社会的に認められる商品やサービスを提供すること。また、より有利な条件で取引ができるようにすること。

番号	評価	区分	施策
①	◎	継続	就労系障害福祉サービス事業者が提供しているサービスや商品を市のホームページなどを活用して紹介します。
暫定 評価	◎	評価 理由	市 HP にてチャレンジドショップ出店事業所が販売している物品を掲載している。
②	◎	継続	就労系障害福祉サービス事業者の商品を販売する場として、チャレンジドショップを引き続き実施します。
暫定 評価	◎	評価 理由	チャレンジドショップを継続して実施した。参加事業所は現在4事業所で、基本的には売り上げも増加している。
③	○	継続	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	障害者就労施設からの物品購入金額、委託業務を積極的に行い、調達金額の合計は年々増加している。

目標 3 障害のある人の就労を支援する事業所や機関は、一般就労を前提とした支援を行うこと。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	本人の能力や適性に応じた一般就労に何度でもチャレンジできるよう支援を行います。また、その後着実に職場定着できるよう支援を行います。（一部再掲）
暫定評価	○	評価理由	障害者就労支援センターザックにジョブコーチを配置するとともに、障害者就業・生活支援センターZAC や相談支援事業者、就労定着支援事業者と連携し、職場定着支援を行っている。就労定着支援の利用者も増加している。
②	○	継続	心身の状況に応じた勤務時間など、障害特性に応じた多様な働き方ができるよう、企業に働きかけます。
暫定評価	○	評価理由	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又は雇用しようとする企業に対して、ジョブコーチを派遣する等、多様な働き方ができるよう支援を行っている。
③	○	継続	就労時に介助が必要な人でも安心して働くことができる支援体制を検討します。
暫定評価	△	評価理由	障害者就労支援センターザックにおいて、障害のある人を雇用し、又は雇用しようとする企業に対して、ジョブコーチを派遣する等、多様な働き方ができるよう支援を行っている。

目標 4 行政や企業・事業者は、障害のある人を雇用すること。また、福祉的就労との行き来がしやすい環境を整備すること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	障害のある人の実習の受け入れを積極的に行います。
暫定評価	○	評価理由	東松山市地域自立支援協議会「障害者進路支援連絡会議」で、中高生による職業体験を実施し、協力企業の開拓や参加者増に取り組んでいる。
②	◎	継続	障害者雇用促進法及び同法に基づく障害者差別禁止指針にのっとり障害のある人を雇用します。
暫定評価	◎	評価理由	法律等に基づき、障害者が不利となるような条件を付すことなく採用を行っている。
③	△	継続	障害者雇用促進法に定める法定雇用率を遵守します。

資料 2

暫定 評価	△	評価 理由	法定雇用率を達成するために採用しなければならない障害者 職員数は満たしているものの、法定雇用率は下回っている。
④	◎	継続	障害のある人の雇用に必要な職員への教育を計画的かつ定期的 に行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	新規採用職員を対象に、障害者差別解消法を中心とした、障害 を理由とする差別の解消や障害のある方への配慮などに関する 研修を行っている。
⑤	◎	継続	障害者雇用促進法及び同法に基づく合理的配慮指針にのっとり、 障害のある人の働く環境に十分配慮し、その向上に取り組ま します。
暫定 評価	◎	評価 理由	障害のある職員が働きやすいよう、必要な配慮を確認した上 で、物資の購入などの環境整備に取り組んでいる。
⑥	○	継続	障害のある人とともに働くことの意義や方法についての啓発 を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	東松山市商工会商業部に「障害者の差別解消に向けた理解促 進ポータルサイト」等のチラシを配布した。令和4年度には 広報紙で障害のある人の就労についての特集を掲載した。
⑦	○	継続	障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系 障害福祉サービス事業者からの物品の購入や業務委託を行 います。（再掲）
暫定 評価	◎	評価 理由	障害者就労施設からの物品購入金額、委託業務を積極的行 い、調達金額の合計は年々増加している。
⑧	参考 ○	変更	障害のある人の雇用や合理的配慮などについて、事業者間の 情報共有を行います。また、優れた取組を行っている事業者 を紹介することで、障害のある人の雇用がより円滑に実施で きるようにします。
暫定 評価	○	評価 理由	障害者就労支援センターザックが、個別の支援を通じた事業 者間の情報交換等を行っている。また、事業者向けの説明会 等にて、優れた取組を行っている事業者を紹介している。
⑨	○	継続	その人の心身の状況に応じ、一般就労と福祉的就労を、ま た、就労系障害福祉サービス事業者間を円滑に移動できるよ う支援を行います。（一部再掲）
暫定	○	評価	就労継続支援事業所等を利用している人が、ステップアップ

評価		理由	をして、就労移行支援事業所等の利用に繋げられるよう相談支援専門員を中心に随時調整をしている。令和6年度には就労継続支援B型事業所から一般就労した人がいた。
----	--	----	---

目標5 行政は、「障害のある人とともに働く・仕事をつくる」ための施策に積極的に取り組むこと。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	障害のある人とともに働くことの意義について、市民や事業者などへの周知を図ります。また、チャレンジショップなどを通じて、就労系障害福祉サービス事業者の提供しているサービスや商品を紹介します。（一部再掲）
暫定評価	○	評価理由	東松山市商工会商業部に「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」等のチラシを配布した。令和4年度には広報紙で障害のある人の就労についての特集を掲載した。また、市HPにてチャレンジショップ出店事業所が販売している物品を掲載している。
②	参考 ○	変更	当事者、企業や行政機関、就労支援機関のネットワークを構築します。その中で、障害のある人の雇用について、事業者間の情報共有を行います。（一部再掲）
暫定評価	○	評価理由	市地域自立支援協議会や障害者計画等策定委員会にて、障害のある人の雇用について、情報交換を行った。障害者就労支援センターザックが、個別の支援を通じた事業者間の情報交換等を行っている。
③	○	継続	重度の障害のある人や精神障害のある人など長時間の継続的な就労が困難な人の就労の在り方を試行し、その成果を広めます。
暫定評価	○	評価理由	障害者就労支援センターザックの企業訪問等において、企業における障害特性に配慮した多様な働き方の促進のための提案や助言を行っている。また、市役所内に設置しているチャレンジショップでは重度の障害のある人や精神障害のある人などへ就労の場を提供している。
④	○	継続	生活介護事業所をはじめ、重度の障害のある人の働く場の確保を図ります。
暫定	○	評価	事業所開設を検討している法人に対して、利用者ニーズの情

評価		理由	報提供を行った。令和5年度には生活介護事業所は医療的ケアが必要な人にも対応できる事業所が1か所開設した。
⑤	参考 ◎	変更	業務や工事の発注、物品の購入を行うに当たって、総合評価方式による入札を実施する際には、引き続き、障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えます。また、特例子会社など障害のある人の雇用に積極的な事業者の誘致を進めます。
暫定 評価	— ◎	評価 理由	契約検査課で、総合評価方式における入札を実施する事業の内容を考慮した上で、必要に応じて障害者雇用率の達成状況を評価項目に加えることとしているが、総合評価方式における入札はなかった。企業誘致については、毎年実績があり、令和6年度には特例子会社が1社設立された。
⑥	○	継続	一般的に就労が難しいといわれる人に十分配慮し、障害のある人の雇用と実習の受け入れを積極的に行います。（一部再掲）
暫定 評価	○	評価 理由	人事課で障害者を対象とした採用試験（短時間勤務の任期付職員含む）を実施し、採用している。また、東松山市地域自立支援協議会「障害者進路支援連絡会議」で、中高生による職業体験を実施し、協力企業の開拓や参加者増に取り組んでいる。
⑦	○	継続	商工会や雇用対策協議会などに加盟している企業や団体に対し、障害のある人の雇用を働きかけます。
暫定 評価	○	評価 理由	東松山市商工会商業部に改正障害者差別解消法にかかる「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」等のチラシを配布し、啓発した。
⑧	参考 ○	変更	商工会や雇用対策協議会など雇用する側と、障害者就労支援センターザックなど就労を支援する側とが情報交換等を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	障害者就労支援センターザックが行う「障害者の一般就労を前提とした就労支援を行う地域づくり」業務において、個別の支援を通じた情報交換等を行っている。 市地域自立支援協議会でも商工会やハローワーク、障害者就労支援センターザック等を含め情報交換を行っている。
⑨	○	継続	働いている人の工賃をより向上できるよう、障害者就労施設等からの物品等の調達方針に基づき、就労系障害福祉サービ

資料 2

			ス事業者に発注可能な業務や物品の拡大を進めます。
暫定 評価	◎	評価 理由	障害者就労施設からの物品購入金額、委託業務を積極的に行い、調達金額の合計は年々増加している。
⑩	○	継続	障害のある人の家族が安心して働くことができる環境づくりを進めます。
暫定 評価	○	評価 理由	事業所の立ち上げ支援等により市内事業所数が増加している。

分野4 自分らしく活躍し、余暇を楽しめる社会づくり

(障害のある人の芸術・文化活動やスポーツに関する分野)

目標 1 心身の休息や活力が得られるとともに、自己実現のため障害のある人が自ら活動できるような、芸術・文化活動やスポーツの機会が得られること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。
暫定 評価	○	評価 理由	市民福祉センターや市民活動センターなどで、障害のある人も各事業に参加できるよう配慮している。
②	○	継続	当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。また、運営を手助けできるボランティアの養成を実施します。(一部再掲)
暫定 評価	○	評価 理由	精神ボランティア養成講座、手話奉仕員養成講習会等を開催し、ボランティア活動の担い手を養成した。
③	○	変更	障害のある人が参加できる芸術・文化活動やスポーツなどへの参加の促進を図るため、市広報紙やホームページ、東松山市地域自立支援協議会等を通じて、情報提供を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	ふれあいピック等の障害者のスポーツ大会・教室についてホームページへの掲載、事業所への周知依頼等広く周知した。スポーツ・レクリエーション教室は各通所支援事業所や特別支援学校へ周知を依頼した。障害者作品展は、ホームページや広報紙へ掲載したほか、市地域自立支援協議会及び障害者計画等策定員会で情報提供を行った。
④	○	継続	障害のある人を対象としたスポーツ・レクリエーション教室事業等により、様々な種目を提案します。
暫定 評価	◎	評価 理由	スポーツ・レクリエーション教室を毎年開催し、卓球バレーやボッチャ等の様々な種目を行った。
⑤	—	新規	県が設置するヒューマンライブラリーを広く周知するとともに、登録を促します。
暫定 評価	—	評価 理由	R 6. 1 2月に県から依頼があり、関係事業所に周知を行った。登録の受入れはしていないため、働きかけはしていない。

目標 2 地域で行われる芸術・文化活動やスポーツの機会に障害のある人もともに参加し、その人らしく活動できる芸術・文化活動やスポーツを支援すること。また、その活動の成果を発信し、障害のある人の芸術・文化活動やスポーツへの理解を広めること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	地域で行われるスポーツ、芸術・文化、レクリエーション活動に障害のある人も参加することを基本的な方針として確立、共有するとともに、地域へ理解促進を働きかけます。
暫定 評価	◎	評価 理由	日本スリーデーマーチで「ゆっくりウォーク」を実施したほか、会場内におむつ替えテントを用意し、参加しやすい環境づくりを行った。障害者作品展を継続開催しているほか、スポーツ・レクリエーション教室では、スポーツ推進委員が参加し障害のある人のスポーツ活動に対する理解促進を図った。また、市内法人が開催した字幕・音声ガイド、手話を伴うバリアフリー演劇に後援等協力し、芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図った。
②	○	継続	障害のある人を含めた市民による芸術・文化活動の場づくりに対する支援を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	高田博厚展と障害者作品展を同時開催したほか、市役所ロビーでも障害者週間に合わせて作品展を開催し、芸術・文化活動の支援を行った。
③	○	継続	スポーツ、芸術・文化、レクリエーションの普及・指導に従事する人に対して障害の理解に関する支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	スポーツ推進委員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい理解促進を図った。 令和6年度は、障害者作品展の開催にあたり、東松山特別支援学校の児童を対象に美術大学の学生チームが講師を務めるワークショップを実施した理解促進を図った。
④	○	継続	市民活動センターなどで行われる講座やスポーツ教室などに障害のある人が参加しやすくなるために必要な環境の改善を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	市民活動センターなどで行われる講座やスポーツ教室などに障害のある人が参加しやすいよう、なるべく起伏の少ないコースを設定したり、動きが激しくない講座等も実施している。

資料 2

⑤	○	継続	地区の体育祭などのスポーツ関連行事に障害のある人が参加するよう、地域へ理解促進を働きかけます。
暫定 評価	○	評価 理由	市内体育施設に埼玉県思いやり駐車場制度による優先駐車区画を設け、利用しやすいよう配慮している。また、スポーツ・レクリエーション教室に、スポーツ推進委員を派遣し、障害のある人がスポーツに親しみ、交流を図る機会を提供している。
⑥	○	継続	障害のある人が地域で芸術・文化活動やスポーツに参加できるよう、人材の育成や確保を図ります。
暫定 評価	○	評価 理由	スポーツ推進委員にスポーツ・レクリエーション教室事業の講師として参加してもらい理解促進を図った。 令和6年度は、障害者作品展の開催にあたり、東松山特別支援学校の児童を対象に美術大学の学生チームが講師を務めるワークショップを実施した理解促進を図った。
⑦	○	継続	障害のある人が行う芸術・文化活動やスポーツの成果等を周知し、同様の活動をしている市民との交流を促します。
暫定 評価	○	評価 理由	高田博厚展と障害者作品展を同時開催したほか、市役所ロビーでも障害者週間に合わせて作品展を開催し、芸術・文化活動の支援を行った。また、スポーツ・レクリエーション教室を実施し、市民との交流を促進した。
⑧	—	新規	障害のある人に地域で行われる芸術・文化を鑑賞する機会の拡大を図るため、字幕、音声ガイド、手話等での説明の提供を促進します。
暫定 評価	◎	評価 理由	市内法人が開催した字幕・音声ガイド、手話を伴うバリアフリー演劇に後援等協力し、芸術文化を鑑賞する機会の拡大を図った。

分野5 誰もが一人の市民として共生できる社会づくり

(障害に対する市民の理解や関わりなどに関する分野)

目標 1 障害に関する情報を提供することで、障害に対する市民の理解が広がること。また、このことにより、市民がともに暮らすことを共通認識とすること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	“ともに暮らすまち”を実現するため、地域の理解促進を図ります。
暫定 評価	○	評価 理由	障害者作品展、チャレンジドショップ、きらめき出前講座等を継続実施しているほか、精神ボランティア養成講座や手話奉仕員養成講座等の講座の実施を通じて理解促進を図っている。また、市地域自立支援協議会普及・啓発プロジェクトで作成した動画を、市役所ロビーと高坂駅前のデジタルサイネージで公開した。
②	○	継続	きらめき出前講座等において、ともに暮らす地域づくりに関連したテーマを取り入れます。また、これらの利用促進を図ります。
暫定 評価	○	評価 理由	きらめき出前講座メニューに令和4年度から「障害への理解」を加え、「ともに暮らす」ことの重要性を伝えている。また、基幹相談支援センター事業でも、差別解消法や虐待防止法に関する研修会を開催し、理解促進に取り組んでいる。
③	○	継続	障害のある人とのコミュニケーション向上に向けた啓発や研修に、団体や事業者などが取り組むことに対して支援を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	きらめき出前講座等で民生委員・児童委員等に、障害のある人の障害特性や配慮すべき事項を伝えたほか、東松山市商工会商業部に「障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト」等のチラシを配布し、広く啓発を行った。
④	○	継続	当事者や家族の体験や意見を市民が聞くための機会を通じた障害理解の場を設けます。
暫定 評価	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会の連絡会議、事業等で当事者や家族の体験や意見を聞く場を設けた。

⑤	○	継続	障害のある人に配慮した生活関連施設の環境整備・改善は、障害のない人にも有益であることの意識啓発を定期的かつ継続的にを行います。
暫定 評価	○	評価 理由	きらめき出前講座メニューに令和4年度から「障害への理解」を加え、「ともに暮らす」ことの重要性を伝えている。また、市地域自立支援協議会普及・啓発プロジェクトで作成した動画を、市役所ロビーと高坂駅前のデジタルサイネージで公開した。
⑥	○	継続	聴覚障害者の生活や関連する福祉制度などを理解し、手話で日常会話を行うのに必要な手話技法を習得した手話奉仕員を養成するとともに、要約筆記奉仕員の育成を埼玉県に働きかけます。
暫定 評価	◎	評価 理由	毎年度、手話奉仕員養成講座を実施し、令和4年度から計65名が修了している。要約筆記奉仕員の育成は県が養成講座を実施している。
⑦	○	継続	難病や内部障害、聴覚障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む）など外見では分かりにくい障害に対する正しい認識と理解が得られるよう啓発活動を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	きらめき出前講座メニューに令和4年度から「障害への理解」を加え、障害種別ごとの特性等を伝えている。また、市広報紙やホームページでヘルプマーク及びヘルプカードについて周知し、障害者福祉課窓口で配布している。
⑧	—	新規	東松山市手話言語条例の基本理念にのっとり、手話を使用しやすい環境を整備します。
暫定 評価	◎	評価 理由	令和5年度から東松山市手話言語条例に基づく聴覚障害者等の意見を聴くための協議の場を設置したほか、手話通訳者派遣事業において、情報端末を活用した遠隔手話通訳を導入し、手話を使用しやすい環境を整備している。

目標 2 誰もが一人の市民として、地域の中で互いに見守り、関わり、支え合う実践を重ねること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	誰もが地域福祉の担い手となれるよう、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと、情報交換等を行う場を設けます。
暫定評価	○	評価理由	基幹相談支援センター事業やきらめき出前講座、スポーツ・レクリエーション事業、防災訓練等を通して、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等と情報交換を行った。
②	○	継続	入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。
暫定評価	○	評価理由	令和5年度に全施設入所者に対し、地域移行に関する聞き取り調査を実施し、その結果を基に個別支援につなげることとなっている。地域生活の場の一つである共同生活援助（グループホーム）事業所は毎年増加している。
③	○	継続	市民福祉センターや市民活動センターなどで障害の有無に関わらず交流し活動できる場を設けます。（再掲）
暫定評価	○	評価理由	市民福祉センターや市民活動センターなどで、障害のある人も各事業に参加できるよう配慮している。
④	○	継続	当事者の集まる場所に必要な人的支援が確保できるよう、関係機関への働きかけや調整を行います。
暫定評価	○	評価理由	市役所各課に対し、イベント等への手話通訳者、要約筆記者の派遣について周知した。
⑤	—	新規	全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、介護負担の軽減や社会で孤立しないよう関係機関と連携を図ります。
暫定評価	○	評価理由	東松山市社会福祉協議会を含めたケアラー・ヤングケアラー庁内連携会議を開催し連携を図っている。また、市広報紙等で周知を図ると共に、介護保険サービスや障害福祉サービス等必要なサービスにつなげる支援を行っている。

目標 3 障害のある人と、地域の市民団体、事業者、警察、消防、企業、商店など様々な機関が対話を重ね、理解を深め合うこと。そして、このことにより誰にとっても暮らしやすいまちづくりが進むこと。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	学び、育ち、働き、暮らし、生活安全、余暇など、日常生活のあらゆる領域において、それぞれに関わる個人や社会資源と当事者とが関わりを持てるような場づくりを進めます。
暫定 評価	○	評価 理由	東松山市地域自立支援協議会の取組を通じて当事者が様々な社会資源と関わりが持てるように支援している。また、自治会、民生・児童委員、要支援者が参加する避難誘導訓練、福祉避難所開設訓練を実施し、要支援者への理解、顔の見える関係性の構築を進めた。
②	◎	継続	公共施設の設計に当たっては、法的な基準に加えて埼玉県福祉のまちづくり条例に準拠したものとします。あわせて、計画・設計段階で関係者の意見や助言を聞く場を設けます。
暫定 評価	◎	評価 理由	福祉のまちづくり条例に準拠した設計を行い、施設管理者及び担当課等の意見を参考に設計した。
③	△	継続	生活関連施設の設計段階において、建築主が当事者の意見や助言を聞く場を設けることに関し、要請があったときに支援を行います。
暫定 評価	—	評価 理由	要請がなく、支援の実績がない。
④	◎	継続	自治会集会施設について、障害のある人に配慮した環境整備・改善の支援を行います。
暫定 評価	◎	評価 理由	自治会集会施設修繕において、段差の解消や手すりの設置等を行うために、補助金を交付している。
⑤	○	継続	ユニバーサルデザインの考え方のもと、障害のある人に配慮し、全ての人に優しい生活関連施設の環境整備・改善が進むよう、事業者に対し働きかけを行うとともに、市民への啓発活動を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	建築物を建築する建築主や事業者に対し、バリアフリー法や埼玉県建築物バリアフリー条例を遵守するよう指導し、併せて埼玉県福祉まちづくり条例に関する周知をしている。

⑥	○	継続	当事者や市民団体などと連携しながら、公共施設や生活関連施設における障害のある人への対応状況の把握と情報提供を行います。
暫定評価	○	評価理由	障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト等のチラシを商工会商業部に配布したほか、例年、特別支援学校PTAや市民団体と意見交換を実施している。
⑦	◎	継続	公共施設の改修の際には、バリアフリー化を行います。
暫定評価	—	評価理由	新たにバリアフリー化が図れるような公共施設の改修等はない。
⑧	◎	継続	事業者のノンステップバスの導入に対して助成します。
暫定評価	◎	評価理由	ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、通常のバス購入費とノンステップバスの購入費との差額を補助し、大型3台のノンステップバスが導入された。
⑨	◎	継続	鉄道事業者に対し、鉄道駅ホームの安全性向上のための改修を働きかけます。
暫定評価	◎	評価理由	内方線付き点状ブロックの設置については平成29年度実施済。転落防止のためのホームドアの設置については例年依頼を継続している。

目標 4 外出支援や日常の見守りなど地域生活に必要な様々な支援が、福祉サービスだけでなく、地域の人々との多様な関わりの中で提供されること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	移動の支援について、障害福祉サービス以外の支援方法も含め、ニーズに合った支援方法を検討します。
暫定評価	○	評価理由	デマンドタクシーや福祉タクシー利用料金助成制度のほか、利用者の利便性と生活圏の拡大を図るため、平成30年度から自動車燃料購入費助成制度を導入し、継続実施している。
②	○	継続	地域での見守り活動などの必要性について、引き続き啓発活動を行います。
暫定評価	○	評価理由	きらめき出前講座等を通して啓発を行っているほか、自治会、民生・児童委員、要支援者が参加する避難誘導訓練、福祉避難所開設訓練を実施し、要支援者への理解、顔の見える関係性の構築を進めた。

分野6 障害のある人の権利を守り、気軽に相談できる社会づくり

（障害のある人に対する権利擁護、相談支援に関する分野）

目標 1 必要なときに必要な情報を、一人ひとりに合った方法で入手できること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	当事者グループや障害福祉サービス事業者による情報提供が行われるよう支援を行います。また、広報紙、市ホームページ、ガイドブックなどによる情報提供を実施します。
暫定評価	○	評価理由	障害福祉サービスについて市ホームページ及びガイドブックに掲載しているほか、各種手当等の申請案内を広報紙に掲載している。また、市ホームページに当事者グループの情報を掲載している。
②	○	継続	相談支援事業の意義と活用について周知を行い、利用の促進を図ります。
暫定評価	○	評価理由	東松山市地域自立支援協議会の取組を通じた周知したほか、随時個別に情報提供している。障害児についてはサービス更新の時期にあわせ個別に案内し、利用の促進を図った。
③	○	継続	聴覚障害や視覚障害などによりコミュニケーションに支援が必要な人に対して、障害特性に応じた情報提供を行います。
暫定評価	◎	評価理由	障害者福祉課窓口意思疎通支援員を設置している。来庁者が多い部署に電子メモパッドを配置し、コミュニケーション支援アプリを導入し活用を進めている。
④	—	新規	きらめき出前講座や相談支援事業、ガイドブック等を通じて、障害のある人の SNS から起こるトラブルについて、当事者や家族、障害福祉サービス事業者、民生委員・児童委員等に周知を図ります。
暫定評価	○	評価理由	消費者トラブルに係る相談窓口をガイドブックに掲載したほか、きらめき出前講座でも周知を図っている。

目標 2 各種の相談支援が受けられることにより、本人の意欲や能力に基づいた課題解決の道筋がつけられること。

番号	評価	区分	施策
①	参考 △	変更	手帳の交付から1年程度の当事者に対しては、障害福祉サービス事業者や相談支援事業者と連携し、当事者の状況を把握します。
暫定 評価	○	評価 理由	手帳交付から1年経過し、支援の関わりがない65歳未満の人に対し、電話等で個別に状況を把握し、必要に応じて制度説明等を行っている。
②	○	継続	職員の面接技術の向上などを図りながら、相談しやすい環境づくりを進めます。
暫定 評価	○	評価 理由	障害者福祉課窓口意思疎通支援員を設置しているほか、各種研修に職員が参加し面接技術の向上を図っている。
③	◎	継続	乳幼児の関わりの段階から、子どもの発達特性に応じ、保健センター、子育て支援センターや相談支援事業者など関連機関が連携することで、継続的な相談支援の流れをつくります。また、子育て支援センターにおいても障害に関する相談に対応します。
暫定 評価	◎	評価 理由	児童発達支援センターの機能の一つである相談の入り口機能について、Web上に「こどもの発達相談窓口」を開設し、庁内各課と関係機関で連携して対応している。また、子育て支援センターで、こどもの特性に応じて、専門職員による相談を行っている。
④	◎	継続	基幹相談支援センター事業を通じ、相談支援事業者の技術向上を図ります。
暫定 評価	◎	評価 理由	基幹相談支援センター事業により、相談支援従事者研修を例年行っている。
⑤	○	継続	地域自立支援協議会において、地域の相談支援事業の評価を行い、課題解決に向けて協議を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	比企地域自立支援協議会で委託相談支援事業に係る実績報告や協議を行っている。また、障害福祉計画の中でサービスの利用状況等も含めた評価を行い、課題解決に向けて相談支援事業所連絡会議等で協議を行っている。

目標 3 ピアカウンセリング、ピアサポートなど当事者による情報提供・相談をひとつの資源として位置付け、それらと公の窓口との連携が図れていること。

番号	評価	区分	施策
①	○	継続	各種団体の活動内容の周知を行うなど、当事者のグループ活動への支援に取り組みます。
暫定評価	○	評価理由	市ホームページに当事者グループの情報を掲載している。
②	◎	継続	障害者福祉担当課と当事者グループとの意見交換を行う場を設けます。
暫定評価	◎	評価理由	特別支援学校 PTA、東松山市聴覚障害者会等と意見交換を行っている。
③	◎	継続	きらめき出前講座等により、当事者グループへ制度やサービスの情報提供を行います。
暫定評価	◎	評価理由	特別支援学校 PTA、東松山市聴覚障害者会等との意見交換の機会を捉えて、サービス等の情報提供も行っている。
④	◎	継続	相談支援事業所にピアカウンセラーを配置します。
暫定評価	◎	評価理由	市が委託している相談支援事業所にピアカウンセラー 2 名を配置している。

目標 4 地域生活を送る上で必要な判断や選択のための支援が受けられること。また、障害者虐待防止センターや、障害者差別解消支援地域協議会等の活用により、障害のある人の権利が守られること。

番号	評価	区分	施策
①	参考 ○	変更	東松山市成年後見センターの機能を拡張し、中核機関として位置付けるとともに、要望を把握したうえで支援機関の増設を目指します。（再掲）
暫定評価	◎	評価理由	東松山市成年後見センターが普及啓発、各種相談支援等を行っており、各件数は年々増加している。また、令和 6 年度から市民後見人養成講座を新たに開始し、法人後見をする支援機関も 1 か所増加した。
②	◎	継続	意思疎通支援事業により、コミュニケーションに支援が必要な人への対応を進めます。
暫定	◎	評価	手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業を継続して実施し

資料 2

評価		理由	支援しているほか、市役所内に意思疎通支援員を配置し、障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行っている。
③	○	継続	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を活用して、虐待や権利の侵害に対応します。
暫定評価	◎	評価理由	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を障害者福祉課、人事課、学校教育課に設置して、虐待や権利の侵害に対応している。
④	○	継続	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を利用しやすいよう工夫します。
暫定評価	○	評価理由	障害者虐待防止センターと障害者差別に関する相談窓口の電話番号を同一とし、市 HP、障害福祉ガイドに掲載している。
⑤	○	継続	障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門が連携し虐待対応を行います。
暫定評価	○	評価理由	地域包括支援センターが開催する個別ケア会議や要保護児童対策協議会に障害者福祉課職員が参加し連携を強化しつつ、個別ケースごとに関係各課と連携を図り対応している。
⑥	○	継続	きらめき出前講座の実施などにより、障害のある人の権利擁護についての理解の促進を図ります。
暫定評価	○	評価理由	きらめき出前講座や広報紙、市ホームページで、権利擁護の理解促進を図っているほか、基幹相談支援センター事業により、障害者の権利擁護に関する研修会を実施している。
⑦	○	継続	障害者差別解消支援地域協議会において、地域における障害を理由とする差別事例の情報共有を行い、その解消に向けた取組について協議を行います。
暫定評価	○	評価理由	障害者差別解消支援地域協議会を開催し、差別事例の情報共有や障害者差別解消法の周知方法等について協議している。
⑧	参考◎	変更	障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の法令に基づき、障害のある人の人権を擁護します。
暫定評価	◎	評価理由	障害者虐待防止センターや障害者差別に関する相談窓口を障害者福祉課、人事課、学校教育課に設置して、虐待や権利の侵害に対応している。

目標 5 地域において成年後見制度利用を支援する仕組みづくりが行われること。

番号	評価	区分	施策
①	◎	継続	法人後見・市民後見実施に向けた課題を整理し、成年後見制度利用を支援する機関の整備を行う一方、成年後見制度利用支援事業を継続して実施します。
暫定評価	◎	評価理由	東松山市成年後見センターを中核機関として位置付け、成年後見推進懇談会や市民後見人養成講座を開催している。 また、基幹相談支援センター事業により、障害者の権利擁護に関する研修会を実施しているほか、成年後見制度利用支援事業として、申立てに係る支援及び報酬助成を継続実施している。
②	○	継続	市ホームページなどを活用して市民への啓発を行い、市民後見人の育成・活用に取り組みます。
暫定評価	○	評価理由	広報紙、きらめき出前講座等により成年後見制度利用について周知啓発を図った。成年後見センターで実施する研修会は、関係機関へ参加案内を送付した。令和6年度から市民後見人養成講座を開始した。
③	◎	継続	市内の社会福祉法人等に法人後見の実施を働きかけます。
暫定評価	◎	評価理由	基幹相談支援センター事業により、市民後見人・法人後見人に関する研修会を実施している。
④	◎	継続	基幹相談支援センター事業により、市民後見人・法人後見人育成や啓発の研修会を実施します。
暫定評価	◎	評価理由	基幹相談支援センター事業により、市民後見人・法人後見人に関する研修会を実施している。

目標 6 相談支援に携わる関係者は、人権を尊重するとともに、家族への支援も視野に入れた利用者本位の相談を行うこと。また、そのために必要な知識や技能を習得すること。

番号	評価	区分	施策
①	◎	継続	基幹相談支援センター事業により、利用者本位の相談支援が徹底されるよう研修を実施し、相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行います。

資料 2

暫定 評価	◎	評価 理由	基幹相談支援センターにて障害者相談支援従事者研修実施しているほか、相談支援事業所等からの相談を受けている。また、東松山市相談支援事業所連絡会議に基幹相談支援センターも参加し、関係機関の連携の支援を行っている。
②	○	継続	障害者福祉部門、高齢者福祉部門、児童福祉部門、母子保健部門の連携を進め、総合的な支援が行える環境づくりを行います。また、埼玉県が発達障害者支援センターや高次脳機能障害者支援センター等との連携を進めます。
暫定 評価	◎	評価 理由	個別支援会議や市地域自立支援協議会、要保護児童対策協議会等で他部門と連携し、総合的な支援を実施している。児童発達支援センターの機能の一つである相談の入り口機能について、Web上に「こどもの発達相談窓口」を開設し、庁内各課と連携して対応している。また、発達障害者支援センターが開催する研修に参加し、連携を進めた。
③	○	継続	入所施設を利用している人や利用を希望している人が、地域での生活を選択できるよう支援を行います。（再掲）
暫定 評価	○	評価 理由	令和5年度に全施設入所者に対し、地域移行に関する聞き取り調査を実施し、その結果を基に個別支援につなげることとなっている。地域生活の場の一つである共同生活援助（グループホーム）事業所は毎年増加している。

【新設】分野 7 障害特性等に配慮した情報バリアフリーの社会づくり

（障害のある人の情報の入手や発信に関する分野）

目標 1 障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び利用の機会を充実すること

番号	評価	区分	施策
①	—	新規	日常生活用具給付事業において、利用者の要望を把握したうえで給付等品目の見直しを図ります。
暫定評価	○	評価理由	コミュニケーション等にかかる一部の日常生活用具について、対象者を拡大したほか、災害時の備えとして、日常生活用具に人工呼吸器用非常用電源を新たに追加した。
②	—	新規	障害の特性に応じた技能の取得やコミュニケーション手段の取得訓練の支援を行います。
暫定評価	—	評価理由	視覚に障害のある人を対象とする技能取得の訓練やコミュニケーション手段の取得訓練を行うサービスとして自立訓練（機能訓練）があるが、利用実績はない。
③	—	新規	手話は言語であるという認識に基づき、聞こえない人と聞こえる人が手話により、意思疎通を行い、共生することを目指します。また、手話奉仕員の養成や手話通訳者の派遣を行い、聴覚に障害のある人のコミュニケーション手段の確保・充実を図ります。
暫定評価	◎	評価理由	手話奉仕員養成講座、手話通訳者派遣事業を継続実施している。令和 5 年度から情報端末を活用した遠隔手話通訳を導入し、コミュニケーション手段の充実を図った。
④	—	新規	市役所内に意思疎通支援員を配置し、障害特性に応じたコミュニケーションの支援を行います。
暫定評価	◎	評価理由	障害者福祉課窓口に意思疎通支援員を設置している。来庁者が多い部署に電子メモパッドを配置し、コミュニケーション支援アプリを導入し活用を進めている。

目標 2 情報のバリアフリー化を推進し、障害特性等に配慮した環境を整備すること。

番号	評価	区分	施策
①	—	新規	行政情報について、広報紙の点字版や音声版及びデジ版の作成、SNS や動画を配信し、情報提供サービスの充実を図ります。
暫定評価	○	評価理由	広報紙の点字版や音声版を作成し、障害特性等に配慮した情報提供をしている。
②	—	新規	障害福祉に関する冊子等に音声コードを付与し、分かりやすい言葉を使うなど障害のある人に配慮した情報提供を行います。
暫定評価	○	評価理由	東松山市障害者福祉計画及び東松山市障害福祉計画・障害児福祉計画にユニボイスを貼付し、障害のある人に配慮した情報提供を行っている。
③	—	新規	電話リレーサービス等の利用を促進し、障害のある人の情報の受発信を支援し、情報に関する相互交流を進めます。
暫定評価	○	評価理由	令和 4 年度に意思疎通支援事業利用登録者に対し、電話リレーサービス利用登録会の案内を個別に送付し、周知を図ることで利用を促進した以降、転入者に対し個別に案内を行っている。
④	—	新規	大活字図書・点字図書等の利用しやすい書籍を充実させるなど、視覚に障害のある人などの読書環境の整備を行います。
暫定評価	◎	評価理由	大活字図書の購入や比企広域電子図書館を 1 市 6 町で運営し、読み上げ機能、文字の拡大機能等のある電子書籍を提供している。また、重度身体障害等があり図書館への来館が困難な人への取組として、家庭配本サービスを実施している。
⑤	—	新規	市ホームページにおいて、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。
暫定評価	○	評価理由	日本産業規格（JIS 規格）に基づき、情報弱者等にとって見やすい、分かりやすい、使いやすいホームページになるよう管理している。
⑥	—	新規	洪水・地震等の大規模災害が発生したときのほか、光化学スモッグ注意報が発令されたとき等は、防災行政無線放送や戸別受信機、東松山いんぷおメール、テレホンサービス等に

			て、情報を発信します。
暫定 評価	◎	評価 理由	避難情報等は、防災行政無線放送や戸別受信機、東松山いんふおメール、テレホンサービス等で発信している。また、避難所の混雑状況をわかりやすく周知するため「ひがしまつやま避難所アプリ」の運用を開始したほか、防災行政無線と市公式LINEの連携について準備を進めている。
⑦	—	新規	災害発生等により避難所等で生活する障害のある人やその家族に対し、必要な支援や情報伝達、配慮を行います。
暫定 評価	○	評価 理由	各避難所に要配慮者のスペースを計画し、要配慮者等に必要と思われる物資を各防災倉庫に備蓄している。また、要配慮者等が、周囲に支援が必要であることが示すための「災害時ヘルプカード」を整備した。